

伊丹市告示第21号

建築物の中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定についての一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月20日

伊丹市長 藤 原 保 幸

建築物の中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定についての一部を改正する告示

建築物の中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について（平成28年伊丹市告示第167号）の一部を次のように改正する。

第5項第1号及び第2号を次のように改める。

（１） 法第68条の20第1項（法第68条の22第2項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等を有する建築物

（２） 法第85条第6項若しくは第7項の規定の適用を受ける建築物

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の建築物の中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定についての規定は、この告示の施行の日

（以下「施行日」という。）以後に提出される建築基準法（昭和
25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項に規
定する確認（法第6条の2第1項の規定に基づき法第6条第1項
の規定による確認とみなされるものを含む。以下「確認」という。）
の申請書に係る建築物又は法第18条第2項若しくは第4項の規
定による計画の通知（以下「通知」という。）がされた建築物に
ついて適用し，施行日前に提出された確認の申請書に係る建築物
又は通知がされた建築物については，なお従前の例による。